伊勢原市中小企業

設備投資支援事業補助金

伊勢原市では、市内の中小企業者等の生産性向上に向けた設備投資を支援します 本補助金の活用を希望する方は、

伊勢原市商工会に相談の上、確認書を取得後、

計画概要書を12月末までに【必着】で提出してください。

対象者

市内において1年以上継続して製造業を営み、かつ個人にあっては市内に1年以上住所を有する方

製造業の業種

食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業(家具を除く)、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電機機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業

対象事業

総額が160万円以上の機械及び装置

※生産の拡大、新製品の開発及び生産などのために設置する機械及び装置 ※市内の自社工場内(賃貸を含む)に設置したもの

補助金額

補助対象経費※の1/5以内 (限度額100万円)

- ※運搬費、工事費、設置費等は除く
- ※国、県又は公的団体から補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金額 等を控除した残りの額が補助対象経費となります。
- ※予算を超える申請があった場合は、期限前でも受付を締め切ります。

交付条件

- ① 納付期限の到来した市税を完納していること
- ② 自社製品を設置するものではないこと

提出書類 (市様式については、市 HP からダウンロードが可能です)

- ① 事業計画概要書(第1号様式・市様式)
- ② 申請者が法人の場合にあっては登記事項証明書又は個人の場合にあっては住民票の写し
- ③ 伊勢原市商工会の確認書
- 4 事業計画書
- ⑤ 補助対象設備の仕様が分かる書類(カタログ・パンフレット)
- ⑥ 補助対象設備の見積書
- ⑦ 収支予算書(第2号様式・市様式)

審査後に設備引き渡し後、1ヶ月以内に申請書の提出となります。 手続き方法などの詳細は、市 HP 内の補助金要領をご確認ください。

提出期限

当該年度の12月末まで【必着】



【補助金全般の問合せ先】

伊勢原市役所 経済環境部 商工観光課 (2階3番窓口)

〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中 348 電話 0463-94-4732 【確認書の問合せ先】

伊勢原市商工会

〒259-1131 神奈川県伊勢原市伊勢原 2-7-31 電話 0463-95-3233